

# Works University

## 労働政策講義 2015

08

開業支援

禁転載

## 08 開業支援

### イントロダクション

「アントレプレナー (entrepreneur)」は、もともとフランス語で仲買人という意味だったが、現在では完全に英語化し、「起業家」「企業家」という意味で使われている。英語で聞くと、この言葉は「リスクを認識しながらも自分で事業を興す冒険家」というニュアンスがある感じがする。

「アントレプレナー」といっても、事業の興し方はさまざまである。最初から法人化する場合もあれば、個人事業主としてスタートする場合もある。日本でも、「アントレプレナー」という言葉を雑誌等で目にするようになったが、「会社員」「公務員」といった「雇われる者」を好む傾向が強く、自ら開業する者は少ない。これは、日本独自の「就社型長期雇用」「年齢をベースにした年功賃金」という特色が、極めて安定した雇用を労働者に保障しているからである。公務員の場合は、さらに手厚い身分保障が約束されている。学生の人気職業アンケートで公務員が上位に入っているのは、先進国では日本くらいではないだろうか。

一方、アメリカの事情は違う。開業数で比較すると、アメリカの開業数は年間 53 万社強で (2010 年の数字。SBA2012)、日本の開業数の 2 倍以上である (2004～06 年の年平均は約 22 万社。中小企業庁 2014)。

なぜ、こんなにも両国の間で差があるのだろうか。先に触れたように、安定雇用を好む日本人の国民性が、リスクの大きい開業を嫌っていることが主因と考えられる。しかし、アメリカ人が昔から開業・独立志向であったかという点を決してそうではない。1980 年代の製造業不振による経済不況や相次ぐ倒産から、人々は会社に雇われることの不安定性を経験し、「どうせ不安定なら人に雇われるよりも、自分の手腕に賭けよう」と考えるようになり、“Be my own boss”の魅力が広がった。そして、1990 年代に急速に進歩を遂げた情報技術産業におけるベンチャー企業の成功によって拍車がかけられた。

また、2014 年版の中小企業白書は、世界銀行が行った起業環境に関する国際比較「Doing Business 2014」を紹介しているが、それによると、開業に要する手続き、時間、コストを総合的に評価した日本の起業環境は総合順位で 120 位だった (中小企業庁 2014)。諸外国と比較すると、日本は起業家精神および起業環境の両面において多くの課題を抱えているという。

### 起業環境の国際比較

	総合順位	会社登記に要する手続き数	会社登記にかかる日数	開業コスト
シンガポール	3	3	2.5	0.6
香港	5	3	2.5	0.8
アメリカ	20	6	5	1.5
イギリス	28	6	12	0.3
韓国	34	5	5.5	14.6
フランス	41	5	6.5	0.9
ドイツ	111	9	14.5	4.7
日本	120	8	22	7.5

資料：世界銀行「Doing Business 2014」

(注) 1. register firm を会社登記と訳した。

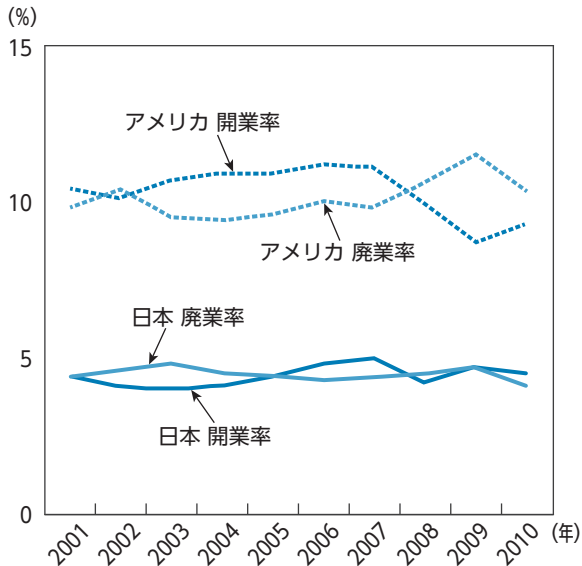
2. 開業コストは、一人あたりの所得に占める金額の割合を表している。

出所 中小企業庁 2014

「Doing Business 2014」によると、実際に日本で開業した場合、税制面や電気整備等のインフラなどでは比較的ポイントが高いが、建築許可に要する日数などではポイントが低い (World Bank 2014)。

政府は、日本再興戦略 2014 年版のなかで、開業率が廃業率を上回る状態にし、アメリカやイギリスレベルにすることを目指すという目標を掲げている。アメリカの開業率はここ数年、10%という水準で推移しているのに対して、日本の開業率は 5%前後と低い (内閣府 2013)。

## 開業率・廃業率の日米比較



(備考) 厚生労働省「雇用保険事業年報(年度)」、  
U.S.Small Business Administration, "The Small Business Economy :A Report to the  
President (2012)"による。

出所 内閣府 2013

今後、日本がアメリカレベルの開業率を実現するためには、女性、若者、シニア層といった、現在フルタイムで働いていない人や非正規雇用の人に焦点をあてて起業を促進することが大きな課題だろう(中小企業庁 2014)。

## &lt;参考資料&gt;

SBA2012 The U.S. Small Business Administration, "The Small Business Economy Appendix A," 2012. <http://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy>

中小企業庁 2014 中小企業庁「中小企業白書 2014 (第3部第2章)」(2014年) [http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/07Hakusyo\\_part3\\_chap2\\_web.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/07Hakusyo_part3_chap2_web.pdf)

World Bank 2014 The World Bank, "Doing Business 2014." <http://www.doingbusiness.org/reports/global-reports/doing-business-2014>

内閣府 2013 内閣府「平成 25 年版年次経済成長報告(第2章第1節)」(2013年) <http://www5.cao.go.jp/i-j/wp/wp-je13/pdf/p02011.pdf>

## 1. 日本の開業支援策

### (1) これまでの開業支援策

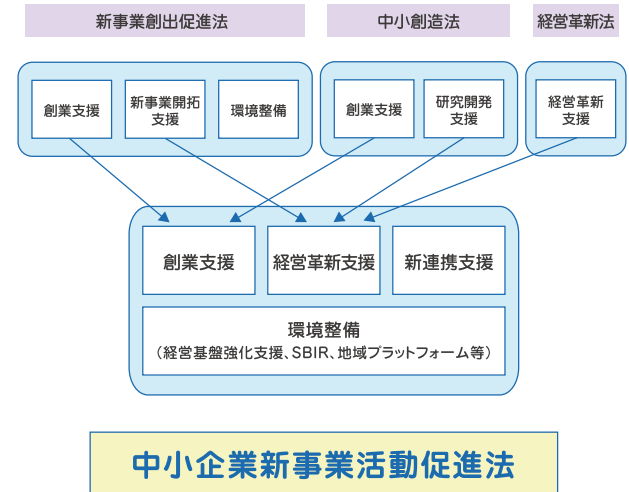
2001年5月に経済産業省が策定した「新市場・雇用創出に向けた重点プラン」のなかで、当時の平沼赳夫大臣は「新規開業を5年間で倍増させる」という目標を掲げた。プランの内容は、第1に、新事業創出関連保証に係る無担保保険の限度額を1,000万円から1,500万円に引き上げることであり、第2に、新事業創出促進に向け、人材育成、資金調達の円滑化、需要開拓の支援等に必要施策を総合的に推進することを国の努めとするというものだった。

同省や厚生労働省からだけでなく、各地方公共団体からも、産業活性化や雇用創出のために開業を促進するというアイデアは出されているが、政府の主な開業支援策をまとめると次のようになる。

#### ① 立法による支援—中小企業新事業活動促進法、会社法、産業再生法、中小企業労働力確保法の制定 ア) 中小企業新事業活動促進法

政府は、2005年4月、中小企業を支援する3つの既存法、新事業創出促進法、中小創造法、中小企業経営革新支援法を整理・統合し、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（以下、中小企業新事業活動促進法）を制定した（2005年4月13日施行）。同法は創業および新規中小企業の事業活動の促進、中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓（新連携）の促進、中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備を目的としている。

#### 中小企業新事業活動促進法



出所 中小企業庁HP

「今すぐやる経営革新 平成26年度版 中小企業新事業活動促進法」  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/pamphlet/2009/download/130408KakushinAll.pdf>

なお、2003年の中小企業挑戦支援法（新事業創出促進法一部改正、2005年4月13日以降は中小企業新事業活動促進法）の特例措置として、商法・有限会社上の最低資本金（株式会社1,000万円、有限会社300万円）を準備することなく、資本金1円でも株式会社や有限会社を設立することが可能となっていたが、2005年6月29日に成立した会社法（2006年5月1日施行）により、最低資本金規制が撤廃されたため、この特例措置は廃止された。また、同法は株式会社と有限会社を1つの会社類型（株式会社）として統合するのをはじめとして次のような内容を盛り込み、これまでの会社に係る制度を体系的かつ抜本的に再編している。

- ① 現行の株式会社と有限会社の統合
- ② 最低資本金規制の廃止
- ③ 株式会社の機関設計の見直し
- ④ 資本の部の計数の変動手続き
- ⑤ 株主代表訴訟の見直し
- ⑥ 会計参与の導入
- ⑦ 合同会社の創設

### イ) 中小企業労働力確保法

「中小企業における労働力の確保および良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」(以下、中小企業労働力確保法)は、中小企業が労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善、教育訓練の実施等を図ることで、職場としての魅力を高めようとする取組みを行う場合、国や都道府県が各種の援助を行い、その取組みを促進していく仕組みを定めた法律である(1991年制定、1995年および1998年改正)。

### ウ) 産業競争力強化法

2014年1月20日、「創業期」、「成長期」、「成熟期」、「停滞期」といった事業の発展段階に合わせた支援策を内容とする産業競争力強化法が施行された。本法は、1999年から施行されていた産業活力再生特別措置法に取って替わる法律だが、具体的にはベンチャー投資の促進や先端設備投資の促進を含む産業の新陳代謝を図るための制度などを盛り込んでいる。

## ② 優遇税制—ストックオプション制度、エンジェル税制

ストックオプション制度は、欧米を中心に、画期的な技術やノウハウを持つベンチャー企業などが有能な人材を確保する切り札として、多くの企業が採用している制度である。日本でもすべての株式会社においてストックオプション制度を活用することが可能で、それに伴う税制上の特例措置などが講じられている。

エンジェル税制(ベンチャー企業投資促進税制)は、一定の要件を満たした企業に対して個人が投資を行った場合に、投資時点と売却時点で、以下の優遇措置を受けられるという制度だ(1997年創設、2004年制度見直し、2008年改正)。

### a) 投資した年に受けられる所得税の優遇措置

以下のいずれかの優遇措置を選択できる。

#### 優遇措置 A (設立3年未満の企業が対象)

(対象企業への投資額-2,000円)を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

#### 優遇措置 B (設立10年未満の企業が対象)

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

注) 2010年4月1日より寄附金控除が改正され、優遇措置Aの自己負担額が5,000円から2,000円に減額された。

出所 経済産業省「エンジェル税制のご案内」

[http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/pdf/angeltax\\_panf1.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/pdf/angeltax_panf1.pdf)

### b) 株式を売却し損失が発生した場合に受けられる所得税の優遇措置

未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と相殺できるだけでなく、その年に相殺しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と相殺できる。なお、ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができる。また、ベンチャー企業へ投資した年にいずれかの優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算する。

エンジェル税制における投資方法には、直接投資、認定投資事業有限責任組合経由、証券会社経由の3つの方法があり、それぞれにおいてエンジェル税制の株式取得方法が異なる。

これまでのエンジェル税制の利用実績だが、1999年度から2011年度末までの投資件数が延べ4,741件、投資家数3,854人、確認企業数310社、投資額78.9億円、そして平均投資額は167万円となっている。また、確認企業の業種はITが29.5%で最も多く、以下、サービス(28.9%)、バイオ・環境(20.1%)、金融コンサルティング(8.7%)、製造業(8.1%)、小売

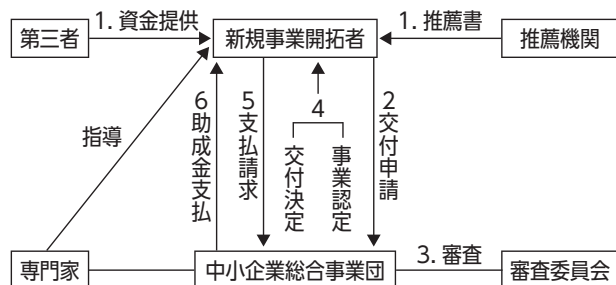
業（4.7%）と続いている（以上、経済産業省 2012）。

### ③ 助成金

#### a) 新事業開拓助成金（中小企業総合事業団）

経済産業省下に属する中小企業総合事業団では、新事業開拓助成金制度のもと、自らの技術や創造的発想を生かし、従来なかった新商品・新サービスを開発し、従来なかった革新的な方法で商品やサービスを提供することによって、新たな市場を切り開く事業を実施する創業者または新事業開拓中小企業者の行う事業に対し、専門家のアドバイスをしながら助成金を交付している。助成対象者要件を満たせば、助成対象経費の2分の1以内、100～500万円の範囲で助成が受けられる。

#### 新事業開拓助成金事業の仕組み



出所 中小企業庁HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sogyo/sien/sien04.html>

#### b) 創業促進補助金

国は2013年度の補正予算で、地域の活性化や海外需要の獲得を目指す創業者を支援するため、創業期の費用の一部を補助する創業促進補助金を時限的に設けた。「創業促進事業」は、新たに創業（第二創業を含む）を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する事業で、新たな需要や雇用の創出等を促し、我が国経済を活性化させることを目的とするものである。

補助の対象となるのは、地域の需要や雇用を支える

事業や、海外市場の獲得を念頭とした事業を日本国内において興す起業、創業を行う人、あるいは、すでに事業を営んでいる中小企業、小規模事業者、特定非営利活動法人において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する「第二創業」を行う人、である。

補助の内容は、弁護士、弁理士などの専門家との顧問契約のための費用や広告費等、創業や販路開拓に必要な経費に対して200万円を上限として、3分の2の補助率で行われる（以上、中小機構HP<http://www.smrj.go.jp/utility/offer/075939.html>）なお、2014年の公募期間はすでに終了。

このように、新法の制定や、優遇税制の導入、助成金による支援と、さまざまな開業支援策を打ち出しているが、情報の周知が十分でなく、個人や企業の認知度は低い。情報を一元化し、誰が見てもわかりやすい情報提供をしないと、誤解や混乱を招く恐れがあるのではないだろうか。

## (2) 中小企業組合制度

中小企業組合制度は、欧米で発達したワーカーズコレクティブをモデルにした制度である。ワーカーズコレクティブとは、同じ地域に暮らす人たちが、地域に必要なものやサービスを市民事業として、自分たちで出資、経営し、労働を担う共同体のことをいう。アメリカでは、同じ地域に住む女性が共同で店を開くなど、ボランティアの発展形として広がり、市民権を得た。ワーカーズコレクティブには、市民や公共の協力を得やすい、税制上の優遇がある、というメリットがある。

一方、日本の中小企業組合は、戦後間もない1949年に制定された「中小企業等協同組合法」、および1957年制定の「中小企業の組織に関する法律」にもとづく、50年以上の歴史をもつ制度であることはあま

り知られていない。最近になって、この制度を生かし、地域レベルでの開業、新規事業を促進させようとする動きが出ている。

中小企業組合には多くの種類があるが、代表的なのは事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合の6種である。事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づいて共同で事業を行い、事業の近代化・合理化と経済的地位の改善・向上を図るための組合である

現在、中小企業組合の総数は約3万8,000件で、そのうち事業協同組合が約3万件と圧倒的に多い(2013年3月現在。中小企業団体2013)。

株式会社や有限会社の設立とは異なり、設立要件が緩やかである(最低出資金の規定なし)、有限責任である、加入・脱退が自由、と設立するうえでのハードルが低いので、この制度を活用しての開業を増やしたいというのが政府の意向だ。特に産業停滞や高い失業率に悩む都道府県からの注目度が高いようである。

政府は2002年、企業組合を活用した創業をさらに後押しすべく、個人にのみ認められていた企業組合の組合員資格を法人等にも付与し、従事組合員比率を3分の2から2分の1へ、従業員組合員比率を2分の1から3分の1へ緩和するとともに、出資配当制限についても年1割から年2割へと緩和した。

他方、中小企業組合という制度が創設して以来半世紀以上の年月が経ち、制度と実態に乖離が生じているという問題も指摘されている。特に中小企業組合のガバナンスについては、制度発足時における枠組みが基本的に維持されているため、組合の規模の拡大や事業内容の高度化・複雑化に伴い一部の中小企業組合については、制度の根幹をなす相互扶助の理念にもとづいた組合員による自治ガバナンスが機能しにくくなっているといわれている(中小企業審議会2005)。

#### <参考資料>

経済産業省2012 経済産業省「日米企業協議会の報告書(参考資料)」  
<http://www.meti.go.jp/press/2012/10/20121025001/20121025001-5.pdf>

中小企業団体2013 全国中小企業団体中央会「中小企業組合ガイドブック2013-2014」(2014年)  
<http://www.chuokai.or.jp/k-guide/guidebook2013-2014.pdf>

中小企業審議会2005 経済産業省中小企業政策審議会組織連携部会「今後の中小企業組合制度の在り方について」(2005年12月)  
<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g60117h01j.pdf>

## 2. アメリカのsmallビジネス政策と開業の実態

### (1) クリントン政権以降のsmallビジネス政策

クリントン大統領時代の開業・smallビジネス支援政策について紹介する。クリントン政権は、納税者救済法や書類撤廃法の制定、smallビジネス育成センターの拡充など、数々の政策を打ち出したことで知られている。

#### ① 1997年納税者救済法

##### (Taxpayer Relief Act of 1997)

同法は、IRA（個人退職勘定）の利点を拡充するとともに、新たなIRAを創設した。

- ・ IRAに加入できる所得制限の上限を10年間で2倍に引き上げる。また、住宅購入や教育資金の引き出しにはペナルティが課せられない。
- ・ Roth IRAの新設（拠出金の所得控除はないが、5年以上保有後の引き出しには、元本・運用利益が非課税になる。引き出し要件がなく59.5歳以下でも引き出せる。70.5歳以上でも保有できる。）
- ・ 教育資金用IRAの新設（子ども1人につき年間5,500ドルの拠出を限度としたバックエンドIRAの開設を認める。）
- ・ 自営業者の医療保険料控除率拡大（1997年の40%から2007年までに100%に。）
- ・ ホームオフィス控除
- ・ キャピタルゲイン減税
- ・ 相続・贈与税の軽減

#### ② マイクロローンの創設

1993年に創設された小口融資制度で、主に開業者やsmallビジネスオーナーの利用を目的としている。融資限度額は、50,000ドル（平均13,000ドル）で、変動利率。貸付期間は最高6年までとなっている（詳

細は、U.S. Small Business Administration (SBA) HP <http://www.sba.gov/content/microloan-program> )。

#### ③ smallビジネス育成センター

##### (Small Business Development Center, SBDC)の運営

開業者やsmallビジネスオーナーのための総合指導相談機関であり、ワンストップセンターとして機能する。運営は、州政府、教育機関、民間セクターなどの共同出資による。全米に63カ所のリードセンターをもつほか、ほとんどの大学のキャンパスにも事務所を置き、サブセンターを合わせると全米に約900カ所の拠点をもっている（2014年9月現在、SBDC HP <http://www.sba.gov/offices/headquarters/osbdc/resources/11409>）。各センターが、開業前の個人やsmallビジネスに対して、資金調達などに関する無料のアドバイスやセミナーを提供している。

#### ④ 女性事業センター(Women's Business Centers)の拡充

全米女性事業評議会(National Women's Business Council, NWBC)によると、女性がオーナーの事業数は1997年から2007年の間に44%増加し、2007年の国勢調査の時点では、女性がオーナーの事業が780万件ある。一方でこれらの事業の88%が中小または零細企業だという（以上、SBA 2012 (1)）。

女性は依然としてビジネスの世界で多くの障壁に向き合わなくてはならない。アメリカ中小企業庁(SBA)所管の女性事業センターは女性の起業を支援するために全米100カ所弱の指導センターやオンラインサービスを通して、さまざまなプログラムと機会を提供している。

#### ⑤ 1998年書類撤廃法

##### (Government Paperwork Elimination Act of 1998)の制定



スモールビジネスなどに義務づけている書類作成・届出業務の負担を最小限にすることを目的とした法律。すべての連邦機関に対して、必要な情報の提出・維持・公開を電子的に行うオプションを設けることを義務づけたが、これにより、書類処理や郵送にかかっていたコストが全米で年間 220 億ドル節約できるという。

## ⑥ オバマ政権のスモールビジネス支援

クリントン政権は開業支援のための政策を積極的かつ広範に導入したが、その後のブッシュ政権、オバマ政権になってもその基本姿勢は変わっていない。

以下、ここ数年の代表的なスモールビジネス支援策について紹介する。

まず、2012 年納税者救済法 (Taxpayer Relief Act of 2012) では、中小零細企業に対する投資を促進するために株式投資の処分益を時限的に課税免除とし、さらに翌年にはこれを恒久化した。

2013 年 4 月 10 日に公表した「2014 年度大統領予算教書」の中で、オバマ大統領は起業家や中小零細企業のオーナーが事業拡大し、雇用創出するためのインセンティブを発表した (The U.S. Government 2013)。

具体的には、中小企業への減税措置、小規模事業者の即時償却枠の恒久化、中小企業の新規発行株式に係る売却益の非課税措置などが含まれる (詳細は阿部 2013 を参照のこと)。

## (2) 開業の実態—個人事業主と自営

アメリカには、企業に雇われて働く労働者ではなく、独立した個人の事業主 (インディペンデント・コントラクター、independent contractor) として生計を立てる者が少なくない。

アメリカ労働統計局によると、アメリカには個人事業主として生計を立てている人が約 1,000 万人いる

という (2010 年時点)。一口に個人事業主といってもその定義は容易ではない。個人事業主の特徴は、①自分の都合に合わせて業務計画を立てられる、②仕事の選択ができる、③報酬を自分で決められる、というように仕事における裁量の度合いが大きいことにある。このような特徴がアメリカ人の気質に合うためか、アメリカでは個人事業主として働くことを希望する者が多い。一方、個人事業主でありながら、一社専属で働き、報酬を「給与」的な形で支払われているケースが増えつつある。このような、いわば独立していない個人事業主をディペンデント・コントラクター (dependent contractor) と呼び、インディペンデント・コントラクターと区別しているが、現行法上、ディペンデント・コントラクターを保護する法律はないため、労働法上は労働者として扱われない (つまり、公正労働基準法等の適用を受けない)。統計上、実際にどのくらいのディペンデント・コントラクターが存在するのかはあきらかになっておらず、今後の調査・分析が待たれるところである。

なお、個人事業主については、1997 年 10 月から社会保険料や在宅事業経費に対する大幅な所得控除を含む優遇税制が導入されており、これが個人事業主の増加を奨励しているとも捉えられる。

一方、アメリカ労働統計局が毎月公表している人口動態調査 (Current Population Survey, CPS) によると、アメリカにおける自営の規模は 1,465 万人 (2014 年 7 月の数字) である。上述の個人事業主と自営はほぼ同じであるとみてよい。人口動態調査では「個人事業主」という分類はないため、「個人事業主」として働いている人は通常、自営に含まれることになる。統計上、自営の方が正確なデータが存在するので、ここからは自営について紹介する。

2014 年 7 月現在の自営業者 1,465 万人のうち、法人化している自営は 532 万人、法人化していない自営は 933 万人と、法人化していない自営が全体の約 3 分の 2 を占めている。全雇用者に占める比率は 10.0% で

ある。

法人化していない自営業者の比率は1967年以来、徐々に下降してきているが、それは農業の衰退と農業従事者数の減少に起因するところが多い。1967年には200万人近くいた農業に従事する自営業者は2009年には84万人弱にまで減少している（以上、Hipple 2010）。

自営業者のプロフィールは伝統的に性別では男性、人種ではアジア系、年齢層では比較的年齢の高い人が多く、その傾向は現在も変わらない。業種では農業、建設業、サービス業が多い。また、最近の傾向では、非農業の自営（非法人）の41.0%が、自営（法人）の22.6%が、パートタイムである（2009年の数字）。自営業者は経済状況によって直接的に影響を受けることが多いため、不況時には非自発的なパートタイム比率が高くなる（Hipple 2010）。

### (3) 会社設立

アメリカの有雇用企業数は約568万件、そのうち規模500人未満のsmallビジネスが全体の99.7%を占めている（2011年の数字。Statistics of U.S. Businesses）。2011年開業数は約53万件（SBA 2012 (2)）だ。

アメリカで会社を設立するのは簡単で、低費用である。日本でも会社法の制定により、資本金1円でも株式会社が発立できるようになったが、これはアメリカの「1ドル起業」を参考にしたものであろう。

会社設立の種類としては、単独経営者（sole proprietorships）、パートナーシップ（general partnerships, limited partnerships）、S法人（S Corporation）、有限責任会社LLC（日本の合同会社、Limited Liability Company）、株式会社（corporation）などがある。それぞれ利点、欠点があるが、smallビジネスオーナーにとって有利なのはS法人だといわ

れている。S法人は株式会社の一形態であるが、通常の株式会社との違いは、税法上の扱いが異なるのと、S法人の株主数が最高75名までに限定されている点にある。S法人は、株主個人の納税申告を行うだけでよいため、通常の株式会社のように、株主個人としての申告を会社としての申告と分けて行う必要がない。事業上の負債については個人責任を免れる。1986年の税法改正によって、S法人の選択が容易になった結果、近年、S法人を選択する者が増加しつつある。限りなく個人経営に近い自営業者が、S法人の設立方式をとるケースも少なくないようだ。

### (4) エンジェル投資家

アメリカで起業が活発な背景に、エンジェル投資家の存在が大きいことも忘れてはいけない。エンジェル投資家とは、ベンチャー企業に投資し、支援する個人投資家のことをいうが、アメリカではエンジェル投資家が現在大規模なリスクキャピタルの供給源となっており、2012年の数字では26万8,000人のエンジェル投資家が総額220億ドル以上を投資したという（ACA 2013）。投資金額ではベンチャーキャピタルを下回るものの、投資先企業数ではベンチャーキャピタルを圧倒的に凌駕する。最近の調査では、2013年には7万7300件の起業ベンチャーがエンジェル投資家から投資を受けている。また、エンジェル投資は雇用創出に大きく貢献しており、2013年には約29万件的雇用を生み出しているという（SOHL 2014）。投資先の業種では、ソフトウェアが23%ともっとも割合が高く、以下、メディア（16%）、医療サービス・医療機器（14%）、設備関連（14%）、バイオテクノロジー（11%）、小売り（7%）、金融サービス・ビジネス関連商品およびサービス（7%）と続いている（SOHL 2014）。

エンジェルが積極的にベンチャーに投資する理由の

ひとつは、エンジェル税制と呼ばれる優遇税制が適用されるという点である。

詳細な規定は州によって異なるが、たとえばイリノイ州では「イリノイ州エンジェル投資税控除プログラム」にもとづき、資格を満たしたエンジェルが一定の要件を満たした新規ビジネスベンチャーに投資をした場合、投資額の25%（上限200万ドル）について税控除を受けることを定めている（詳細は、イリノイ州HP [http://www.illinois.gov/dceo/SmallBizAssistance/Financing/Documents/Angel\\_Investment\\_Credit\\_FINAL.pdf](http://www.illinois.gov/dceo/SmallBizAssistance/Financing/Documents/Angel_Investment_Credit_FINAL.pdf) を参照のこと）。

#### <参考資料>

SBA2012 (1) The U.S. Small Business Administration, “Women Entrepreneurs Summit Series Report,” 2012.

[http://www.sba.gov/sites/default/files/resources\\_article/Womens%20Entrepreneurs%20Summit%20Series%20FINAL.pdf](http://www.sba.gov/sites/default/files/resources_article/Womens%20Entrepreneurs%20Summit%20Series%20FINAL.pdf)

The U.S. Government 2013 Executive Office of the President of the United States, “Fiscal Year 2014 Budget of the U.S. Government,” 2013.

<http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/budget/fy2014/assets/budget.pdf>

阿部 2013 阿部敦壽「欧米主要国における最近の税制改革の動向」財政金融統計月報第735号（2013年）

[http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin\\_geppo/hyou/g735/735\\_a.pdf](http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g735/735_a.pdf)

Hipple 2010 Steven F. Hipple, “Self-Employment in the United States,” Monthly Labor Review, Sept. 2010.

<http://www.bls.gov/opub/mlr/2010/09/art2full.pdf>

SBA2012 (2) The U.S. Small Business Administration, “The Small Business Economy Appendix A,” <http://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy>

ACA 2013 Angel Capital Association, “Angel Investors – Critical Initiators of Startups and Job Creations,” SEC Advisory Council on Small and Emerging Companies,” 2013.

<http://www.sec.gov/info/smallbus/acsec/acsec-091713-verrill-hudson-slides.pdf>

SOHL 2014 Jeffrey Sohl, “The Angel Investor Market in 2013: A Return to Seed Investing,” Center for Venture Research, 2014.

<http://paulcollege.unh.edu/sites/paulcollege.unh.edu/files/2013%20Analysis%20Report%20FINAL.pdf>

### 3. 日本への示唆

日本政府や地方公共団体では、開業を促進することで、産業の活性化と雇用促進を実現したいと考えているようである。しかし、現状では、「雇用」と「独立」を天秤にかけた場合、その高い安定性から「雇用」に軍配が上がる。人々が独立、開業することに魅力を感じる施策を展開しないかぎり、この状況を変えることは難しい。具体的には次の点について対策を図る必要があると考える。

#### ① 労働市場改革—柔軟性とセーフティネット

開業率を高くするためには、現在、雇用されている人を独立に導くか、失業している人を再就職ではなく開業させることで、開業数を増やさなければならない。仕事をすでもっている人が、あえて安定雇用を捨てて、リスクの大きい独立を選択するには、相当のインセンティブが必要である。転職が不利といわれる労働市場において独立を図るのは、さらに難しい。

また、失業者が開業するのも容易ではない。たとえば、自営業を始める人（準備を含める）は、雇用保険上、失業状態にあるとは認められず、失業手当を受けることができない。したがって相当の蓄えがある失業者でないと、開業に踏み切るのをためらうだろう。

日本の労働市場は、企業に長く勤める者を保護するよう作られているため、転職する者や開業する者にとって、非常に不利だ。人が会社を辞めることに大きな不安を感じないで済むようなシステム、すなわち、会社や仕事を変わったり、自分で事業を興したりすることに、大きなためらいをもたずに済むような流動的で自由な労働市場をつくることが求められている。

#### ② 仕事支援、生活支援の拡大

会社員から自営業になるデメリットは大きい。特に「〇X社の△□」という肩書きを失うことで、社会的信用も同時に失う（大久保 1999）。自営になった途

端、カードを作れない、融資が受けられない、といった生活面の不安に襲われる。しかも、どんなに有能な自営業者であっても、官公庁や大企業と直接取引することは難しく、仕事面での不安も大きい。これらの不安を取り除く支援制度が必要だろう。

#### ③ ワンストップセンターの創設

現在、厚生労働省、経済産業省（中小企業庁）を中心に行われている独立開業支援施策のもと、多数の支援センターが窓口を開けている。たとえば、「中小企業ベンチャー総合支援センター」、「都道府県等中小企業支援センター」、「地域中小企業支援センター」などである。しかし、我々には何がどう違うのかわかりにくく、使い勝手が悪い。また、「ベンチャープラザ」や「ベンチャーフェア」などのイベントを開催しているが、これも内容や実施の周知が十分でない。

アメリカのスモールビジネス育成センターをモデルに、現在ある支援センターをすべて統合し、開業独立に関するすべての情報と支援を提供するワンストップセンターとすることを提案する（続木 2002）。

これらのほかにも、オフィス支援やネットワーク化など改善されるべき点は数多くある（大久保 1999）。開業独立を生むインフラストラクチャーを整備しないかぎり、開業の道を選択する人が大幅に増えるとは期待できない。

一方、民間レベルでの開業支援も着実に進みつつある。たとえば、インターネット上で経営支援を行う企業、開業をサポートする企業が現れている。今後、このような企業はさらに増え、民間レベルでの開業支援がさらに活発になるのは間違いないだろう。

リクルートワークス研究所が2012年に行ったワーキングパーソン調査によると、回答者のうち3割を超える人（31.5%）が「独立してみたい」と考えている（リクルート 2012）<sup>1</sup>。

1 フリーター、業務委託の独立意向者の割合が高く、4割を超える。パートタイマーの独立意向者の割合は低く、17.6%にとどまって

しかし、現在の日本では「独立したい人」が実際に独立するには高いハードルがいくつもある。開業独立するにあたってのリスク、開業後のリスク、事業維持のリスクなど、さまざまなリスクが開業者を悩ます。このリスクを乗り越えるためのサポートと、リスクに見合うだけのチャンスがなければ、「独立したい人」を開業に導くことはできない。開業を増やすには、大規模かつ細やかな支援が必要である。

#### ④ 合同会社—日本版LLCの促進

2006年の商法改正（同年5月1日施行）によって、日本版LLCといわれる「合同会社」が新設された。合同会社とは、有限責任社員のみで構成され、かつ組織の内部自治を認める新たな会社類型である。合同会社は、有限責任制であり、社員（出資者）は出資額の範囲までしか責任を負わない、株式会社と異なり利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されない、といった特徴を持つ。また、取締役や監査役のような機関を設置する必要がなく、社員1人での設立、存続が可能であるうえに、設立費用が株式会社よりも安い<sup>1</sup>ため、小規模事業の創業に適しているといえる<sup>2</sup>。

実際のところ、2006年以降、合同会社の設立件数は大幅に上昇している。2007年に設立された合同会社は、約6,000件だったが、2013年には約1万4,000件に増加している。とはいえ、株式会社の設立件数が9万件から10万件で推移しているのと比較すると、依然として件数は少ない（法務省登記統計各年）。

アメリカでは、株式会社よりもLLCの設立件数の方が多く、年間100万件を超すLLCが生まれている。

日本においても起業を増やすためには、設立が容易な合同会社を促進するのが得策だろう。

いる。また、男性の38.2%に独立意向があるのに対して、女性では22.4%と差が大きい（リクルート2012）。

<sup>2</sup> 株式会社の場合、登録免許税と定款認証手数料、定款印紙代を合わせて約24万円が最低必要となるが、合同会社の場合、登録免許税自体が株式会社より安く、定款認証が不要なため、10万円で設立が可能だ。

#### 株式会社と合同会社の設立件数

	株式会社	合同会社
2007年	116,251	6,187
2008年	99,777	5,503
2009年	89,521	5,884
2010年	89,304	7,269
2011年	87,109	9,246
2012年	86,973	11,031
2013年	87,368	14,729

出所 法務省登記統計 2012 年年報、2013 年年報  
<http://www.moj.go.jp/content/000111190.pdf>  
<http://www.moj.go.jp/content/000123324.pdf>

#### <参考資料>

大久保 1999 大久保幸夫「自営業の復権」Works No.34、(2000年)  
[http://www.works-i.com/pdf/w\\_034.pdf](http://www.works-i.com/pdf/w_034.pdf)

続木 2002 続木文彦「中高年の就業確保手段の一つとして自営の推進を」Japan Research Review 2002年3月号

リクルート 2012 リクルートワークス研究所「ワーキングパーソン調査2012」(2012年)  
[http://www.works-i.com/pdf/s\\_000232.pdf](http://www.works-i.com/pdf/s_000232.pdf)

## 参考資料のURL一覧

No.	資料名	出 所
1	起業環境の国際比較（日本語）	中小企業庁「中小企業白書 2014（第3部第2章）」（2014年）
		<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/07Hakusyo_part3_chap2_web.pdf">http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/07Hakusyo_part3_chap2_web.pdf</a>
2	起業環境の国際比較（英語、詳細）	The World Bank, "Doing Business 2014."
		<a href="http://www.doingbusiness.org/reports/global-reports/doing-business-2014">http://www.doingbusiness.org/reports/global-reports/doing-business-2014</a>
3	開業率・廃業率の日米比較	中小企業庁「中小企業白書 2014（第3部第2章）」（2014年）
		<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/07Hakusyo_part3_chap2_web.pdf">http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/07Hakusyo_part3_chap2_web.pdf</a>
4	中小企業新事業活動促進法	中小企業庁HP「今すぐやる経営革新 平成26年度版 中小企業新事業活動促進法」（2014年）
		<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/pamphlet/2009/download/130408KakushinAll.pdf">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/pamphlet/2009/download/130408KakushinAll.pdf</a>
5	エンジェル税制	経済産業省「エンジェル税制のご案内」
		<a href="http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/pdf/angeltax_panf1.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/pdf/angeltax_panf1.pdf</a>
6	新事業開拓助成金事業の仕組み	中小企業庁HP
		<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sogyo/sien/sien04.html">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sogyo/sien/sien04.html</a>
7	中小企業組合	全国中小企業団体中央会「中小企業組合ガイドブック 2013-2014」（2014年）
		<a href="http://www.chuokai.or.jp/k-guide/guide-index.htm">http://www.chuokai.or.jp/k-guide/guide-index.htm</a>
8	アメリカ・スモールビジネス育成センター	U.S. Small Business Administration, Small Business Development Center
		<a href="http://www.sba.gov/offices/headquarters/osbdc/resources/11409">http://www.sba.gov/offices/headquarters/osbdc/resources/11409</a>
9	アメリカ・スモールビジネスに関する統計資料	The U.S. Small Business Administration, "The Small Business Economy Appendix A."
		<a href="http://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy">http://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy</a>
10	アメリカ・エンジェル投資家関連資料	Jeffrey Sohl, "The Angel Investor Market in 2013: A Return to Seed Investing," Center for Venture Research, 2014.
		<a href="http://paulcollege.unh.edu/sites/paulcollege.unh.edu/files/2013%20Analysis%20Report%20FINAL.pdf">http://paulcollege.unh.edu/sites/paulcollege.unh.edu/files/2013%20Analysis%20Report%20FINAL.pdf</a>
11	株式会社および合同会社の設立件数	法務省登記統計各年
		<a href="http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_gaiyou_index.html">http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_gaiyou_index.html</a>

## Works University 労働政策講義 2015

### 08.開業支援

#### 執筆

Keiko Kayla Oka (リクルートワークス研究所 客員研究員)

#### 監修

村田弘美 (リクルートワークス研究所)

#### 発行日

2015年3月6日

#### 発行

リクルートワークス研究所 グローバルセンター  
〒100-6640 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー  
株式会社リクルートホールディングス  
TEL 03-6835-9200  
URL [www.works-i.com/](http://www.works-i.com/)

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

©Recruit Holdings Co.,Ltd. All rights reserved.

参考資料等に掲載しているURLは各ホームページにリンクしております。

ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。

(最終リンク確認：2014年12月)

また、ご使用のパソコン環境によりリンクしない場合がございますので、ご了承ください。

その際は直接URLを入力するか検索をお願いいたします。

# Works University 2015

労働政策講義

08.開業支援

リクルートワークス研究所

〒 100-6640 東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキョウサウスタワー

株式会社リクルートホールディングス

TEL 03-6835-9200

URL [www.works-i.com/](http://www.works-i.com/)